

山ニモ城跡アリ、今ノ宮津ノ城地往昔ハ田邊領ニシテ、平田民家ノミナリ、寛永二年乙丑、京極高廣始テ城ヲ築キテ、城下屋敷ヲ經營シ、町家ヲ割リ渡シ、人ヲ田邊ヨリ移サシム、故ニ今ニ至テ田邊引越ノ者ト、宮津土著ノ者ト、新古ノ差別アリ、中略

宮津城下東西三十二町、井八間、南北十二町十六間、東ハ若狹海道、西ハ但馬海道、南ハ京海道、北ハ與謝ノ入海也、地形東南西ハ環テ山ナリ、北一方ハ海上ヲ受タリ、

〔丹州三家物語〕國中の城々を割て當國に六城立る事

永祿元龜の比より、當國殊に騒しく成て、既に天正の比は丹後一州を地侍共、三十六人として分領し、中略天正九年、細川父子此國に來りしより、同十年に丹州五郡悉手に入ければ、中略在々所所のかきあげ共悉破却て、宮津田部は根城にて、其外四ヶ所に城を立、宮津は忠興居城とす、田部は藤孝隱居城、峯山は細川玄蕃久美の城には松井佐渡、中山には有田四郎右衛門、河手は國侍上京德壽軒が居城なり、

〔瓦林政頼記〕兩京兆談合有テ、畠山修理大夫奉公衆御供申、同永正八年八月十六日、將軍京都ヲ御取ノギ、丹後國上吉ト云所ニゾ御座有ケル、

〔當宮緣事抄〕左辨官下 石清水八幡宮并宿院極樂寺

應永停止宮寺并極樂寺庄園領家預所下司公文等、或號有先祖讓狀、或稱相傳文書、致異論企掠領兼、又有由緒雖令傳領子孫斷絕處々付本所事、

宮寺領中略 丹後國 佐野庄 杉板別宮 黒戸庄中略 極樂寺領中略 丹後國 平庄中略

保元三年十二月三日

大史小槻宿禰在判下略

〔法然上人行狀畫圖十九〕丹後志樂の庄に彌勒寺といふ山寺の一和尚なりける僧のむかしは天台山の學徒のちには遁世して上人法然の弟子となりて、一向に念佛して、五條の坊門富小路に

莊保